

福岡県公報

令和六年三月五日
第四百七十六号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県立糸島特別支援学校の供用開始 (教育庁特別支援教育課) ……………一

再掲

○福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則 (教育庁高校教育課) ……………一

教育委員会

福岡県教育委員会告示第二号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)第三条の規定に基づき、福岡県立糸島特別支援学校の供用開始について、次のように告示する。

令和六年三月五日

福岡県教育委員会

| | | | | | |
|----|--------------|----|-----|----------|----------|
| 名称 | 福岡県立糸島特別支援学校 | 位置 | 糸島市 | 供用開始の年月日 | 令和六年四月一日 |
|----|--------------|----|-----|----------|----------|

再掲

福岡県教育委員会公告式規則(昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年二月二十二日

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会

福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則(平成二十六年福岡県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないとき又は委員としてふさわしくない非行があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、解任又は解嘱することができる。

第六条第一項中「いじめ」の下に「事案」を加え、「事実関係を明らかにするための調査」の下に「又は児童生徒の死亡事案に係る詳細な調査」を加え、同条第二項及び第三項中「いじめ」を「事案」に改める。

第九条第一項中「第三項」を「第二項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則

第十三条中「委員会」の下に「及び部会」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。